

浜松市街路樹愛護会報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市街路樹愛護活動実施要綱に基づき街路樹愛護会に交付する報償金について、必要な事項を定める。

(報償金額)

第2条 報償金額は、街路樹等の延長1メートルにつき年額100円とする。

(報償金の交付)

第3条 街路樹愛護会は、街路樹愛護会報償金交付申請書(第1号様式)及び浜松市街路樹愛護制度実施要綱に定める活動報告書を、市長が定める日までに提出するものとする。

(報償金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、街路樹愛護会報償金交付決定通知書(第2号様式)により通知後、第2条に規定する報償金を交付するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

(交付決定の取り消し又は変更)

第5条 市長は、街路樹愛護会が次のいずれかに該当すると認めるときは、街路樹愛護会報償金交付決定変更通知書(第3号様式)により報償金の交付の決定を変更することができる。この場合において、既に交付した報償金があるときは、街路樹愛護会報奨金返還請求書(第4号様式)によりその全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 街路樹愛護会が解散し、又は愛護活動を休止したとき。

(2) 報償金交付の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 偽り、その他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めることができる。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。



第1号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(申請者)

住 所
団体の名称

街路樹愛護会

代表者氏名 会長
電 話 番 号

街路樹愛護会報償金交付申請書

次のとおり、街路樹愛護会報償金の交付を申請します。

記

1	交付申請額	円		
2	交付先口座	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所
		普通預金 当座預金	口座番号	
		フリガナ 口座名義		

第2号様式(第4条関係)

浜 土 道 保 第 号
平 成 年 月 日

街路樹愛護会
会長 様

浜松市長

街路樹愛護会報償金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました街路樹愛護会の報償金について、
平成 年度の活動に要する費用を次のとおり交付します。

記

1	交付金額	円		
2	交付先口座	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所
		普通預金 当座預金	口座番号	
		フリガナ 口座名義		

第3号様式(第5条関係)

浜 土 道 保 第 号
平 成 年 月 日

街路樹愛護会
会長 様

浜松市長

街路樹愛護会報償金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付で交付決定いたしました街路樹愛護会の報償金について、次のとおり交付決定を変更いたします。

記

- 1 交付決定変更後交付金額 円
- 2 変更の理由

第4号様式(第5条関係)

浜 土 道 保 第 号
平 成 年 月 日

街路樹愛護会
会長 様

浜松市長

街路樹愛護会報償金返還請求書

平成 年 月 日に交付し、平成 年 月 日付で交付決定変更いたしました
街路樹愛護会の報償金について、次のとおり返還請求します。

記

- 1 返還請求金額 円
- 2 納付方法 別紙納付書により指定金融機関等にて納付